選子どもの社会参画

- ▶ 子ども・若者の声を政策形成に活かす
- ▶ 子どもの権利条約と子どもの意見表明・参加 内田 塔子(東洋大学) 6
- 子どもの参画と主権者教育
- 学校教育における社会参加

藤井 明子(民間シンクタンク研究員) 4

木下 勇(千葉大学) 9

吉村 功太郎(宮崎大学) 13

巻頭言 選挙運動期間を考える

高安健将(成蹊大学) 3

船橋市における主権者教育の取り組みに 船橋市教育委員会 16

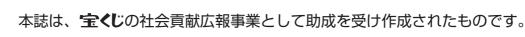
主権者教育の現場から(第2回) 大畑 方人(東京都立高島高校) 20

選挙啓発と社会教育(第1回) 上原 直人(名古屋工業大学) 22

海外の選挙事情 イタリア総選挙 25



公益財団法人 明るい選挙推進協会





情報フラッシュ

若者啓発グループ、始動

静岡県選管・明推協は5月19日に、選挙啓発事業に参画する「若者選挙パートナー」の任命式を行いました。3 期目となる平成30年度は、新たに23人が加わり、高校2年



生から社会人まで計31 人が任命されました。 任命式後に、今後実施 したいことをグループ で話し合いました。

神奈川県選管・明推協は5月21日に、かながわ選挙カレッジの30年度の実習生(12期目)の任命式を行いました。県明推協会長より任命書を渡された5人の実習生は、1年間、学園祭出前事業等の企画・実施、明推協委員と



の交流等を通じて、選 挙事務及び選挙啓発へ の理解を深めていきま す。

民間の学童保育施設 での出前授業も計画さ れています。

埼玉県選管は5月22日に、埼玉県選挙カレッジの第7期カレッジ生8人の任命式を行いました。今後は月一回の定例会を重ねて、選挙啓発出前講座の実施、若者向け選挙啓発冊子の作成などに取り組むこととしています。

京都市右京区学生選挙サポーターは、4月8日に執行された京都府知事選挙に際し、市選管の「啓発活動支援事業」に応募し、自分たちで考案した啓発グッズ等をショッピングモールで配布しながら投票参加を呼びかけまし



た。選挙後には活動への振り返りを 行うとともに、9 月に実施する出前 授業の準備に取り 組んでいます。

新潟県の若者啓発グループ「Niigata選挙カレッジ」では、30年度に新たに6人の実習生が加わりました。5

月までの間にすでに 3回の定例会を行い、大学での出前授 業の内容の検討や、 事業班ごとに今年度 の事業計画を練り、



メンバー間の共有を図っています。

東京都文京区で活動する若者啓発グループ「文京Vote Supporters」は5月9日に定例会議を行いました。同グループは29年8月から活動を開始し、現在11人のメンバーが在籍しています。定例会議ではSNSを活用した情

報の発信に取り組むなど本年度の活動内容が話し合われました。



富山県高岡市明推協の若者選挙啓発サポーター「T-voice(ティーボイス)」は4月26日に新年度最初の打合せを行いました。30年度は常時啓発の充実を図るこ

ととし、その一環と してご当地めいすい くんを考案すること などの提案がありま した。当日、市明推 協から8人のメン バーへ委嘱状が手渡 されました。



島根大学の学生で構成されている啓発グループ「ポリレンジャー」は、5月7日に30年度1回目となる「語っていいとも」を実施しました。これは昼休みにポリレンジャーが用意した話題について、参加者が自由に話し合う取り組みで、今回

は「就活売り手市場の 落とし穴」と「民進党 と希望の党の合流」 がテーマでした。1 年生が4人参加し、 今後は隔週で実施す ることとしています。





選挙運動期間を考える

成蹊大学法学部教授 高安 健将



選挙の前には選挙運動期間がある。日本では、 候補者が名前を連呼し、あまり評判が芳しくない。 この間、国政選挙であれば、総裁や代表、委員長、 党首といった党の顔となる政治家の言動がニュー スなどで並んで報道される。公平性を考えてのこ となのであろう。並列に扱われるこうしたニュー スに関心をもつことは難しいかもしれない。

▶公示・告示

選挙運動期間とは、公式には、選挙の公示日・ 告示日から投票日前日までを指す。「公示」とい う言葉は、内閣の助言と承認に基づいて天皇が行 うもので、衆院選や参院選の投票日を人びとに知 らせるときに用い、「告示」は、それ以外の選挙 について選挙管理委員会が人びとに告知するとき に用いられている。

公職選挙法によれば、公示は、衆院選では投票 日の少なくとも12日前、参院選では17日前までに なされなければならない。また、告示日は多様で、 都道府県知事選は投票日の少なくとも17日前、指 定都市の市長選挙は同14日前、その他の市長選挙 は同7日前、都道府県議会および指定都市の市議 会議員選挙は同9日前、その他の市議会議員選挙 は同7日前、町村の議会議員およびその長の選挙 は同5日前までに告示されなければならない。い ずれの場合も、選挙運動期間は長いとは言えない。 特に、衆院選については、国政選挙であるにもか かわらず、公式の選挙運動期間が12日間しかない というのは際立っている。

▶議会の解散

他方、議会の解散も、選挙に向けた実質的な選 挙戦の開始と考えることができる。近年、特に注 目を集めるのは、衆議院の解散である。2017年の 解散から総選挙までの期間は24日、その前の2015 年総選挙に向けては23日で、いずれも急な解散で あった。議会の解散権は、時に首相の専権事項と も言われるが、その根拠は定かではない。憲法7

条 (天皇の国事行為) に関連して議論されること も多い。ただ、内閣は、憲法上、国会に対して説 明責任を有するのみならず、国会に罷免されうる 立場にある。つまり、国会は行政権をもつ内閣を コントロールする砦と位置づけられている。その 国会の一方である衆議院を解散するフリーハンド を、日本国憲法が内閣やその首長である首相に委 ねているとは考えにくい。

▶選挙運動期間

もちろん、ここで憲法解釈を論じるつもりはな い。大切なのは解散が選挙開始の合図だというこ とである。選挙では、政権の実績と振る舞いに審 判を下し、各党・各候補者のそれまでの言動や信 頼性、各党・各候補者が今後目指すことを評価す る。有権者は、時に各党・各候補者が何を訴えよ うとも、権力を掌握したときに何を実際になそう としているのかを、自らの判断力で見通さなけれ ばならない。当然、有権者の評価基準は、時の政 権が決めるものであってはならない。選挙運動期 間とは、有権者がこのような判断を行うに際して の準備期間と言える。

それゆえ、選挙運動期間には適切な長さが必要 であるし、何のために選挙が行われるのかを有権 者が納得していることも不可欠である。選挙は、 政党間・候補者間の競争が適切に行われることで 意味をもつ。投票は、すでに決まった判断を実施 する行為とは限らない。むしろ、有権者は、選挙 運動期間にこそ、過去を振り返り、未来を考える ことも多いだろう。選挙運動期間は確かに煩わし い。しかし、有権者の判断に必要な時間と情報が 選挙運動期間中にきちんと提供されるようにいっ そう心を砕くことで、より意味のある選挙が実現 されるのではないだろうか。

たかやす けんすけ 1971年生まれ。専門は比較政 治学、政治過程論。Ph.D. (University of London) 著 書に『議院内閣制』(中公新書、2018年)等。

子どもの社会参画

子ども・若者の声を政策形成に活かす



民間シンクタンク研究員 藤井(西川) 明子

少子高齢化が進む日本では、18-39歳の人口を合計しても、65歳以上の人口を下回る。その結果、選挙では高齢世代の意見が反映されやすくなり、少数派に当たる若年世代の政治的影響力は低下してしまうおそれがある。もし若年世代の間に「自分たちの意見はどうせ採用されない」という諦めが広がれば、若年世代と高齢世代の世代間対立を招く。こうした空気はやがて、社会の閉塞感や停滞感につながると懸念される。

このような時代にあって、国や地方自治体は、 幅広い世代の意見を踏まえ、効果的な政策を実施することが求められる。政策立案に当たって は、高齢者だけでなく若者の視点を十分に取り 入れることが重要である。もし選挙による民意 の選択では若者の声が反映されにくいのであれば、若者の意見を直接行政に取り入れる仕組みが必要ではないだろうか。

本稿では、このような問題意識から、子ども・ 若者が政策形成過程に参画している事例を紹介 し、その意義について考察する。

▮▮ 子ども・若者の政策形成過程への参画に関する法的要請

子ども・若者の政策形成過程への参画といった場合、具体的にはどのような方法が考えられるだろうか。

児童(18歳未満)の基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」第12条第1項は、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と定める。日本は、1994年に同条約を批准した。

同条約の理念にのっとって制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、およそ5年ごとに策定される「子ども・若者育成支援推進大綱」(現行は2016年2月に策定)には、子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策について、審議会等の委員構成に配慮することや、子ども・若者育成支援施策の実施状況について点検・評価を行うべきことが記載されている。

これらの法的要請を参考に、以下では、審議会等の委員への若者の登用、子ども・若者の意見を聴取する仕組み、子ども・若者の政策提言の機会に着目し、特徴的な事例を紹介する。

審議会等の委員への若者の登用の事例

審議会等とは、各種政策を議論するために国 や地方自治体に置かれる、有識者等から成る会 議体をいう。多様な意見や有識者の専門的知見 を取り入れ、各種の利害を調整するといった役 割がある。

山形県では、すべての審議会等に若者委員(20-30代)を1名以上登用することを目標としており、達成率は88%である(2016年3月現在)。

北海道では、2015年度から、青少年健全育成 審議会の公募委員枠を1名から2名に増員し、 うち1名を「若者枠」(18歳以上38歳以下)と して公募している。

愛知県新城市は、2015年4月から、市内に在住・在学・在勤の16歳から29歳までの者の中から20人を公募により選考し、委員に委嘱する「新城市若者議会」という取り組みを行っている。委員は、月1-2回の会議を重ね、市長に次年度の若者総合政策の実施に関する答申をする。任期は1年間で、報酬も支払われる。

これら地方自治体と比較すると、国の審議会 等については、個々の審議会等の委員を見る限 り、若者の登用があまり進んでいないのが現状 である。委員の選任に当たって、高度な知識や 経験を持っていることや社会的地位が重視され る傾向が強いことが背景にあるようだ。

|| 子ども・若者の意見を聴取する仕組みの事例

国の取り組み事例として、内閣府が2009年度 から実施する「青少年意見募集事業」がある。 この事業は、インターネットを利用して、全国 から募集した中学生以上30歳未満のユース特命 報告員約300名に対し、特定の政策課題に対す る意見を求めるものである。2017年度のテーマ は、①若い世代の食育、②子どもの読書活動の 推進、③若年層を対象とした性的な暴力被害の 防止であった。うち、①と③については、20名 程度が集まり議論する場も設けられた。

地方自治体の取り組み事例として、京都市が 2011年度から実施している「青少年モニター制 度」がある。この制度は、市内に在住・在学・ 在勤の13歳から30歳までの者の中から青少年モ ニターを公募し、アンケートによる意見聴取を 行うほか、ワークショップを開催するものであ る。これまでに、薬物乱用防止、貧困家庭への 支援、空き家活用などが政策テーマとして取り 上げられた。

子ども・若者の政策提言の機会の事例

山形県遊佐町は2003年から、「遊佐町少年町 長・少年議会公選事業」を実施している。これ は、遊佐町に在住する中高生および在学する高 校生が「有権者」となり、「有権者」のうち立 候補した者の中から、少年町長1名と少年議員 10名を投票で選ぶものである。定期的に少年議 会を開き、45万円の政策予算の使途を審議する。 これまでに、町のイメージ・キャラクターの決 定、特産品の企画開発、音楽フェスティバルの 主催、東日本大震災への募金活動や被災地の小 学生との交流会などの政策が実現した。

千葉大学の倉阪秀史教授らは、自治体ごとの

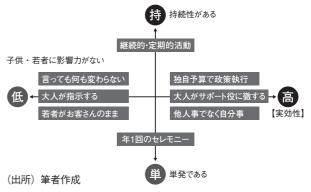
人口予測データ等を基に、将来の産業構造、財政 などの変化をグラフ化するプログラム「未来カ ルテ」を開発し、インターネット上で無料配布し ている。さらに「未来カルテ」を基に、中・高校 生が"2040年の未来首長"として政策提言を行う 「未来ワークショップ」の取り組みを地方自治 体と共同で進めており、千葉県内の複数自治体 や、静岡県、奈良市などで開催実績がある。この 取り組みの特徴は、抽象的なアイデア出しだけ で終わらず、開催自治体の首長を実際に招き、具 体的なデータに基づく政策提言を行う点である。

|| 持続的で実効性ある参画に向けて

このように、子ども・若者の意見を政策に反 映させる取り組みは広がりを見せている。取り 組みの成果について、持続性の有無と実効性の 有無に着眼すると、下図のように整理できる。

子ども・若者の声を政策形成に活かすのであ れば、大人が指示を出し、子ども・若者がお客 さんのように参加するようなものや、セレモ ニー的な単発イベントで終わらせてはいけな い。大人はサポート役に徹し、子ども・若者が 継続的・定期的に議論できる場を設ける、政策 執行の独自予算を持たせる、首長や職員への政 策提言の機会を設けるなど、持続的で実効的な 活動として行うような取り組みが望ましい。

子ども・若者の政策過程への参画を促す取り組み の整理



ふじい (にしかわ) あきこ 国立国会図書館調 査及び立法考査局を経て、2017年より民間シンクタ ンク研究員。専門は、若者・女性の社会参画、地域 経済の活性化。ジョージタウン大学公共政策修士、 マギル大学経営学修士(MBA)。

子どもの権利条約と子どもの 意見表明・参加



東洋大学ライフデザイン学部准教授 内田 塔子

子どもの権利条約の子ども観

保護する対象から権利行使の主体へ

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことで、 昨今の若者の低投票率の問題をふまえ、模擬選 挙をはじめとしたさまざまな主権者教育の取り 組みにより、選挙権をもたない子どもの頃から、 社会問題に関心をもつ機会をつくり、意見表 明・参加の機会を保障していくことが、あらた めてクローズアップされるようになった。

しかしそもそも、子どもの意見表明・参加は、 1989年に国連において全会一致で採択され、日 本も今から20年以上前の1994年に批准し、法的 効力をもつ国内法規範となっている子どもの権 利条約(以下「条約」)の第12条で規定されて いる権利である。条約は、それまでの子どもを保 護する対象とみる子ども観を転換し、子どもも 社会を構成するメンバーとして権利を行使する 主体と位置づけ、子どもの最善の利益を保障す るために、子どもが日々の生活のなかで、子ども に関わるすべてのことについて意見表明するこ とができ、それがおとなや社会によって尊重さ れることが必要であるとしている。要するに条 約は、子どもは未熟だから、子どものためだか らといって、子どもに関わることを子どもに訊 かずにおとなが決めてしまうことが、子どもの 自立を妨げるとともに、子どもの最善の利益を 見誤ることになることを危惧し、社会を子ども にとってよりよい社会にしていくために、保 健・医療・福祉・教育・都市計画など子どもに 関わるすべての分野のおとなに対して、子ども に意見表明・参加の権利を保障することを求め ている。

子どもの権利条約の実現に向けた 国際的議論の展開

子どもの権利条約は、先進国・開発途上国を問わず、すべての子どもに保障されるべき最低限の権利内容と、実現するための諸手続きを定める国際法規範(2016年2月現在、締約国・地域数は196で人権条約としては最大)で、条約は、締約国に対して、条約を実現するための法整備と施策推進を求め、国連子どもの権利委員会によって定期的に各国の条約実施の進捗状況を審査されることとなっている。そのため、条約採択以後、条約を批准した国々が、条約実施のために、具体的にどのようなしくみづくりが必要か、国際的議論を展開してきた。

例えば、1990年に世界71カ国の元首・首脳が参加したユニセフ主催の「子どものための世界サミット(World Summit for Children)」では、子どもの保健・栄養・教育・安全な水・衛生設備へのアクセスに関して、条約採択後10年で達成すべき目標について協議され、採択された「子どもの生存・保護・発達に関する世界宣言を実施するための行動計画(Plan of Action for Implementing the World Declaration on the Survival, Protection and Development of Children in the 1990s)」のなかで、設定された目標達成のためには、自治体等が積極的な役割を果たすことが奨励され、国がそれを支援すべきであることが強調された。

2年後の1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議(UN Conference on Environment and Development)」では、環境と開発という地球規模のテーマが議論されるなかで、子どもは世界人口の多くを占め、未来の地球を

保護する責任を継ぐ存在であると認識され、環 境の悪化は子どもに直接的に影響があることか ら、政策や戦略のなかに子どもを明確に位置づ け、子どもの意見も政策や戦略に反映させる必 要があることが協議され、行動計画「アジェン ダ21 (AGENDA 21)」) に明記された。

また、2002年に開催された「国連子ども特別 総会 (UN General Assembly's Special Session on Children) 「で取りまとめられた成果文書「子 どもにふさわしい世界 (A World Fit for Children) | でも、①自治体が行動計画の実施 における主要なパートナーの1つであること、 ②自治体とその指導者は、あらゆるレベルの パートナーシップの強化を通じて子どもを課題 の中心に置き、子どもの生活を向上させること が可能であること、③特別総会に参加した政治 家、子ども、NGO関係者は、家庭内・学校・ 地域・国レベルにおいて、子どもに関わる事柄 の決定過程に子どもが意味ある参加をすること を促進するためのプログラムを進めるよう努め ることが確認されている。

ちょうど世界規模で急激な都市化と地方分権 化が進行していたこととあいまって、地方自治 体の役割がクローズアップされ、条約実現のた めには、国の支援のもと、自治体レベルで政策 や戦略のなかに子どもを主体として明確に位置 づけ、政策や戦略に子どもの意見を反映させる こと、そのための子どもの意見表明・参加の必 要性が強調されることとなった。

このような国際的議論のなかで、条約を実現 するまちを「子どもにやさしいまち (Child Friendly Cities)」として、「子どもにやさしい まち」づくりの指針を世界に発信しつづけてき たのがユニセフである。1996年に開かれた「第 2回国連人間居住会議 (UN Habitat II Conference)」では、ユニセフが「子どもにや さしいまち」について声明を発表し、まちづく りのなかで子どもに関わることについては、子 ども参加を促進して子どもの意見を反映すべき であること、子どもの意見が反映された「子ど もにやさしいまち」は、すべての人にとってや さしいまちである、とした。

ユニセフは、2000年にイタリア・フィレン ツェにあるユニセフ・イノチェンティ・リサー チセンター(現、UNICEF Office of Research) に「子どもにやさしいまち事務局(Child Friendly Cities Secretariat)」を設置し、2004 年に「『子どもにやさしいまちづくり』のため の 行 動 枠 組("BUILDING CHILD FRIENDLY CITIES - A Framework for Action - ") 」、2011年 に自己評価のためのアセスメントツール(Self - Assessment Tool)、2017年に「子どもにや さしいまち・コミュニティ」づくりをすすめる ためのツールキット ("UNICEF Child Friendly Cities and Communities Initiative Toolkit for National Committees")、2018年にハンドブック ("Child Friendly Cities and Communities Handbook") を発表するなど、条約を各国で実 現するための様々な情報提供をつづけている。

子どもの意見表明・参加が位置づく 「子どもにやさしいまち」

前述のユニセフの最新のハンドブックによれ ば、子どもにやさしいまちとは、次のような場 所になることを目指すまちであるとされる。

- ①子どもが安全で搾取、暴力、虐待から保護さ れる。
- ②子どもが人生のいいスタートを切れて、健康 で世話をされて育つ。
- ③子どもが基本的な社会サービスをうけられる。
- ④子どもが良質で、インクルーシブで、参加型 の教育を受けられ、能力を高められる。
- ⑤子どもが意見を言い、子どもに影響する決定 に影響を与えられる。
- ⑥子どもが家庭生活、文化的生活、まち・コミュニ ティでの生活、そして社会生活に参加できる。
- ⑦子どもがきれいで汚染されていない安全な環 境で生活でき、植物のある場所を利用できる。
- ⑧子どもが友だちと会えて、遊べる場所があり、 楽しめる。
- ⑨人種、宗教、収入、ジェンダー、能力に関わらず、 人生において公平なチャンスが子どもにある。

特に、これら9つの要素のなかでも⑤は、その他のすべての要素の基礎にあるものとされている。

さらに、このようなまちづくりをすすめるた めには、①子どもの意見を反映した施策と、子 どもの権利に関する法的枠組づくり、②政策決 定者・自治体職員・市民団体・専門家・子ども 支援に関わる人・保護者そして子ども自身に、 子どもの権利について、意識啓発のみならず、 概念を理解し、実行に移せるようにすること、 ③子どもの権利を基盤にしたまち全体の行動計 画の策定、④子どものための十分な予算確保、 ⑤横断的な庁内調整と連携、⑥形式的ではない 子ども参加のしくみづくり、⑦子どもにやさし いまちづくりを継続していくために自治体やそ の他子どもの権利に関わる人々の能力を高める こと、⑧子どもの影響評価のためのデータ収集、 以上8つの戦略を実行に移していくことが求め られている。

条約を実現する「子どもにやさしいまち」とは、子どもの意見表明・参加の権利が保障されているまちである。それは具体的には、子どもの権利に関する法的枠組をつくり、子どものために十分な予算を確保し、横断的な庁内調整や連携ができるように組織を編成したうえで、子どもの権利を基盤にした行動計画を策定し、社会の中で見過ごされがちな子どもも含めた子どもの意見を反映するために子ども参加のしくみを整備し、子どもの意見を反映した子ども施策を推進し、子ども・若者も参加して行う子どもへの影響評価を行うまちであるといえる。

日本における「子どもにやさしいまち」 づくりの取り組みの広がりと課題

日本における「子どもにやさしいまち」づくりの取り組みは、ユニセフが「『子どもにやさしいまちづくり』のための行動枠組」を打ち出す以前から、前述のような戦略を自治体が独自に考案してすすめられてきた。2000年に日本で初めて子どもの権利に関する条例を制定して取り組みをすすめている川崎市を皮切りに、現在

44自治体が、条例で子どもの意見表明・参加の権利を位置づけた「子どもにやさしいまち」づくりをすすめ(子どもの権利条約総合研究所ホームページhttp://npocrc.org/dataを参照)、2002年より毎年、「子どもにやさしいまち」づくりをすすめる自治体が集い、実践交流を行う「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム」といった取り組みにより、日本における「子どもにやさしいまち」ネットワークが徐々に広がりを見せている。

しかし課題は多い。子どもの意見表明・参加をまちづくりに位置づけている自治体は、全体から見ればごく少数である。「子どもにやさしいまち」づくりを阻む大きな壁の1つは、子どもの意見表明・参加に対する意識の低さ・無理解であろう。「子どもに意見表明・参加を認めたら、子どものわがままを助長する」「収拾がつかなくなる」といった声がいまだに聞かれるところである。

これは日本に限った問題ではない。ユニセフが「子どもにやさしいまちづくり」のために必要な8つの戦略の2番目に位置づけているように、政治家、行政職員、専門家、保護者を含めた子どもに関わるすべてのおとな、そして子ども自身が、子どもの最善の利益を保障するためには、子どもの意見表明・参加が必要不可欠であることを学び、意識を転換していくことが求められている。

<参考文献>

- ・喜多明人・荒牧重人・森田明美・内田塔子『子ども にやさしいまちづくり』(日本評論社、2004年)
- ・喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人『逐条解説 子どもの権利条約』(日本評論社、2009年)
- ・子どもの権利条約総合研究所研究誌『子どもの権利 研究』(日本評論社、2002年~)

うちだ とうこ 1973年生まれ。東洋大学講師を経て2014年より現職。専門は教育学。2010年4月~9月までUNICEF Innocenti Research Centre (現・UNICEF Office of Research) のVisiting Researcher。国連NGO・子どもの権利条約総合研究所事務局長。著書に『子どもにやさしいまちづくり第2集』(編著、日本評論社、2013年)等。

子どもの参画と主権者教育



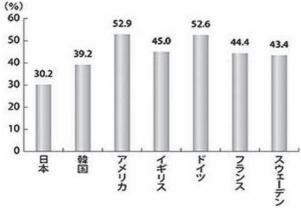
千葉大学園芸学部教授 木下 勇

遊びか参画か教育か?

子どものまち。市長も議員も役所も銀行も働く所もすべて子どもだけ。働いてお金を得て、税金も納め、市長や議員も選挙で選ばれる。そんな子どものまちは、日本でも100カ所ほどに広がっているといわれる、その模範となったドイツのミュンヘン市で開催されるミニ・ミュンヘンは、隔年で夏の3週間に開催されている。前回のミニ・ミュンヘンでの場面。

警察の取り締まりが悪いから治安が悪くなったと、市民のデモが警察署に押し寄せた。収拾つかなくなり市長が出てきて、なんとか収まった。毎週1回の市長選の争点ともなった。現市長の女の子は人気があったが、他の仕事もしたいと再出馬しなかった。代わって5人ほどが出馬した。警察を訴えた市民派からの本命の女の子が優勢かと思われた。最終演説の時、警察擁護派から担ぎ出された対抗馬の演説に喝采のシュプレヒコールが一際目立った。かたや市民派はバラバラ。結局、選挙結果は小差で本命が破れ、なんと警察派が勝ってしまった。こんな

図1 青少年意識の国際比較「社会が変えられるかもしれない」と思う青少年の割合(内閣府 平成26年版子ども・若者白書より)



(注)「次のような意見について、あなたはどのように考えますか。」との問いに対し、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計

ことがあっていいのかと、主催側の大人スタッフに聞いたら、「ありえること。実際、大人の世界もそうではないか」との答え。

ミニ・ミュンヘンは子どもの遊びの街。お店やさんごっこ、銀行ごっこが大きくなったようなもの。それゆえ、子どもたちは自らの意思でやりたいことをやり、思いっきり遊び、そして何かを学ぶ。主催者は遊びこそ主体的な学びとして遊びを重視する。

一方、これまでたびたび日本の青少年の社会参画の意識が他の海外の国と比べて低いということが指摘されてきた¹⁾。その要因はいろいろありえるだろう。一つには多様な環境、仲間で創意工夫する戸外遊びの減少も大きな要因となっているのではないかと推察される。

ここでは子どもの遊びと社会参画、そして主 権者としての教育について考えてみたい。

|遊びこそが子どもの主体的参画への訓練

今の子どもは生まれながらにして、物と情報の海の中に置かれてしまうので、TVに象徴されるように、どうしても受け身的になる。本来ならば、子どもは遊びを通じて、自分の力を試しながら力をつけていく。好奇心旺盛に遊ぶ姿こそ、子どもがもっとも主体性を発揮している場面とも言えよう。

また子どもにとっての社会の一員としての訓練は、遊び仲間を通じてが最初の社会参画と言えるかもしれない。そこで試練としてまず出てくる課題が、喧嘩である。喧嘩が起こりそうであったらどう回避するか、喧嘩が起こったらどう処理するか、それを体験から学んで行くことが社会参画の第一歩かも知れない。昭和29年から昭和30年代前半に使われた柳田国男監修の文部省検定教科書「日本の社会」²⁾ は、表面は当

1) 内閣府「平成26年版 子ども・若者白書」。日本を含めた7カ国の満13~29歳の若者を対象とした意識調査(我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25年度))

http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26gaiyou/tokushu.html

2) 柳田国男(1954) 小学校社会科教科書、実業之日本社、復刻版:第一書房(1985)/復刻刊行委員会代表山中正剛(1985) 小学校社会科教科書「日本の社会」別冊資料 解題、第一書房

時の教科書と変わりないような体裁であるが、 柳田の教育思想が背後に流れていることを読み とることができて、たいへん興味深い。

子ども同士のケンカについても考えさせ、子 どものケンカに成人が干渉することを諌めてい る。子どものケンカを厳禁している幼稚園と、 子どものケンカは子ども同士で処理するように していた幼稚園から一つの小学校に入学した児 童を比べると、圧倒的にケンカが多かったのが 前者の幼稚園から来た子どもであったという事 例も紹介されている。

柳田は2歳から6歳へ、それから7、8歳へ と成長するにつれケンカの方法も素手で殴るも のから口論へと変化し、またケンカのチャンス を避けることがうまくなるなど、子どもが自然 に感情の対立やケンカを処理していく能力を身 につけていく力が備わっていく特徴を述べ る3)。つまり小さい頃のケンカを子どもたちの 学習として奨励しているかのようでもある。

Ⅱ 喧嘩アカデミーのあるミニ・ミュンヘン

そんな喧嘩の処理の喧嘩アカデミーのあるの がミニ・ミュンヘンである。ミニ・ミュンヘン は、ミュンヘン市のミニ版といってもミニチュ アではない。前述のように、子どもたちが市役 所職員なったり、お店をやったり、レストラン をやったり、市会議員、市長まですべて子ども だけで運営する都市である。1979年の国際児童 年を記念して行われ、あまりに好評であったの で、子どもたちの声が行政や専門家の大人を動 かして、1986年以降、隔年で開催されている。

当初は5週間開催されたが、最近は3週間(土 日休み) 開催される。もちろん大人は基本的に この街の住人になれない。芝居を見たり、新聞 を買うにもユーロは使えない。ミ・ミューとい う通貨でないと駄目だが、それはここで働いて 稼がなければならない。 7 歳から15歳までの子 どもならば、まずは受付で市民登録をする。次 に、ミニ・ミュンヘンの仕組みや遊び方、仕事 の選び方、給料の受け取り方などの説明を受け る。そして職安に行き、希望の仕事につき、4

時間の仕事と4時間の講義を受けると上級市民 権を得て、写真入りの市民証を得る。

働く場は市役所、放送局、大学、研究所、銀 行、新聞社、工房、印刷所、デパート、レスト ラン、芸術アカデミー、都市計画局、建築事務 所、劇場、コンピュータラボ、環境園芸局(清 掃局と花屋が一緒)、郵便局、警察、旅行業者、 家具・木工職人、タクシーやバスの運転手など と自分の興味と技能で選ぶ。しかし希望の職に すぐありつけるわけではない。いつも職安には 長蛇の列が並ぶ。子どもたちは働いた時間に応 じて給料をもらう。給料小切手に働いた時間を 記入して、その雇用主(大人スタッフや年長の 青少年スタッフ)からサインをしてもらう。そ れを銀行に持って行き、ミ・ミュー紙幣と交換 してもらう。1時間5ミ・ミューであるが、そ のうち1ミ・ミューは税金として収めなければ ならない。例えば、3時間働いたら12ミ・ミュー を得ることになる。それでクレープを食べたり、 タクシーに乗ったり、芝居を見たりと、働いて 得たミ・ミューでこの街で過ごすことができ る。またお金を銀行に預けて、利子で増やし、 住宅地の土地を買って家を建てることができる。

ここでは働くことも遊ぶことも同じである。 前述のように、大人社会の真似のごっこ遊びに 近い。働くことはそのごっこ遊びが進化したよ うなものでもある。しかし半端なごっこではな く、専門的技術や知識をその場についている専 門家(大人)から学ぶので、時間をかければ技 術もスキルアップする。各仕事場に専門家の大 人が2人程度は付いているが、技術をマスター すれば一切が任されて、新米の子どもに教えた



ミニ・ミュンヘン2016 の選挙の一場面

りもする。つまり、3週間という限定であるが、この職場で能力を発揮すれば、その職場を仕切るようになっていく。もちろん、こどもにはそのように一カ所の職場に居つく者もいれば、いろいろな職場を渡り歩く者もいる。そのどちらもまた楽しい。

始まって8日目にインタビューをした時である。多くの子どもが初日から毎日来ているという。2年前の前回のミニ・ミュンヘンにも参加していた常連も少なくない。好きな仕事はと聞くと、デパートの販売店員、タクシーの運転手、自動車整備工など不思議とどれかに集中するわけではない。

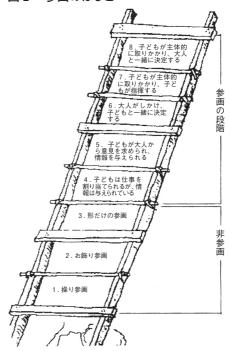
実は子どもたちは、この市民になる前に「喧 嘩アカデミー」でトラブルや衝突の処理の仕方 を学ぶ。喧嘩をしないのではなく喧嘩をしても 仲直りの仕方を学ぶのである。インタビューに て「何がミニ・ミュンヘンの一番よいと思うと ころか」と聞いた。すると、ほとんどすべての 子どもが「いろいろな人と知り合えたこと」と いう。単に知り合いではなく深いコミュニケー ションの充実感があるということが、その表情 からうかがうことができる。いろいろな人とい うのは子どもでもいろいろな年齢差、そして大 人のスタッフなど、ふだんの日常生活では出会 わない人たちでもある。実は子どもの職業観も こんな時に出会った体験から身についていくの かも知れない。つまり自分が認められたという ことから、自信や希望も生まれてくるのだろう。

実際、ミニ・ミュンヘンでの仕事を体験して、 後にその関係に進んだという若者の話も聞くこ とができた。なかには、学校では友達ができな い子がこの場で自分を認めてくれる人たちに出 会い、自信を得て大学に進み、将来、精神的障 害を持つ子のケアの専門家に進もうと勉強して いるという話もある。

まちづくりへの子どもの参画

今日、地域社会は隣近所のつきあいをはじめ 人間関係の希薄化が防犯や防災の対応も含めて 地域のガバナンスの低下につながっている。し

図2 参画のはしご



かしながら、子どもが動くことで再び地域の人間関係が再構築され、団体間の連携が高まり、 結果として地域のガバナンスが高まっている事 例もある。

千葉県松戸市小金地区もその例であり、わく わく探検隊という地域の歴史や自然、旧家の建 物、農家などを訪ね歩く催しを行っているうち に、訪問先の大人も、自信や誇りを持つように なった。そして探検隊の5年後に、任意のまち づくり組織が立ち上がった。また静岡市の蒲原 地区では、小学生、中学生が町の歴史を掘り起 こし、町のシティ・ガイドや街頭演劇で学んだ 成果を大人相手に発表したり、その提案を大人 が真摯に受け止めてまちづくりに活かそうと努 力している。北海道ニセコ町では、まちづくり 基本条例の中に小・中学生まちづくり委員会が 位置づけられ、子どもの声をまちづくりに反映 する制度も築いている。

ロジャー・ハートは子どもの参画の8段階のはしご(図2)を示して4)、下位3段は「操り」「お飾り」「形だけ」と言って、実際の参画ではないとした。そのようなレベルに終わっている子どもの参画が、全国いたるところに見られる。

とはいえ、ハートがはしごの最上段に位置づける、子どもと大人とが決定を分かち合う関係はまだ夢物語で、はしごの下位レベルでしか対

応できない現実があるとしたら、それを最初のステップとしてどのように階段を一歩ずつ登っていくかという見通しと戦略をどのように描いていくか、が課題である。それは子どもに関わる公共建築やその他公共空間においても同様である。計画、設計段階から後々のマネジメントも含めて、最初の企画段階から子どもの参画を試みながら、公共空間からまちづくりへの展開を意図しながら住民参画のプロセスデザインを考えていくことでもある。

ロジャー・ハートはユニセフの依頼で世界中の子どもの参画の実態を調べてレポートにまとめて、ユニセフのプログラムの「子どもにやさしいまち(CFC)」をリードしてきた。これは1996年にイスタンブールで開催された第2回国連人間居住会議(HABITAT II)にて、「子どもの幸せが、健康な居住、民主的な社会、と良き自治の究極の指標である」と宣言されて、立ち上がったプログラムである。その作業にはこれまで子どもの参画に携わってきた専門家達とユニセフの働きがあった。UNESCOの「青少年のための都市環境」(Growing Up in Cities)やHABITATの安全都市(Safer Cities)とも連動した展開である。

当初は事務局をイタリアのフィレンツェのユニセフINOCENTIセンターにおいて進めたこともあり、イタリアやフランスなど、欧州の自治体が中心に増えていったが、現在ではアジア、中南米にも広がり、数千の自治体で進められている。基本的には自治体が「子どもにやさしいまち」を宣言して、それに向けて自己診断や外部評価(認証)を得てPDCAのマネジメントのように向上していく。

2013年に所管がユニセフの政策戦略部に移管され、そして2015年に国連でSDGs (持続可能な開発目標)⁵⁾ が採択されてから、CFCやセーフコミュニティ、ヘルスシティなど様々なプログラムがこの統一した枠組みの中に位置づけられた。このSDGsの目標の11番目には「すべての人のための、安全かつレジリエントで持続可能な都市と住居への転換」が謳われている。

CFCはこの11番目に深く関わるが、貧困撲滅(目標1)、健康・福祉(目標3)、質の高い教育(目標4)、クリーンエネルギー(目標5)、気候変動対策(目標13)、平和と公正(目標16)、そしてパートナーシップ(目標17)なども関連する目標である。

この策定プロセスでは約2年半かけて、子どもたちも含む様々な関係者(政府、国連機関、市民社会、民間セクター、学者、子どもたち、貧困状態にある人々など)が参加して、協議を重ねてきた。基本的考え方が前文(Preamble)や宣言(Declaration)に示されており、5つのPから始まる単語:People, Planet, Prosperity, Peace, Partnershipに集約されている。前文には子どもたちが守られる対象だけではなく。"重要な変化の担い手(critical agents of change)と、子どもがこの目標実現のための重要なパートナーとして位置付けられている。

「持続可能な開発」は、すべての人の人権を尊 重し、社会・経済・環境の3つの側面のバランス に配慮している。SDGsは、先進国も途上国も 含めたすべての国にあてはまる「普遍的」目標 となっている。子どもへの投資が、社会・経済・ 環境すべての側面で持続可能な開発の達成に貢 献し、子どもへの投資が子ども自身にとっても 社会全体にとって高い効果があると位置づけら れた。SDGs実現に向けての取り組みやモニタ リングにおいても、子ども・若者の参画が重要 と位置づけられている。そのために、日本ユニ セフ協会もCFCの推進へとミッションを帯び、 国や地方公共団体、そしてこども環境学会のよ うな子どもに関わる学術団体やNPO等の団体 もパートナーシップを組んで、この世界共通の 目標の実現に尽くす努力が求められるように なった。「誰一人取り残さない」ことを目標に。

きのした いさみ 1954年生まれ。千葉大学助教 授等を経て2005年より現職。専門は、まちづくり、都 市計画等。工学博士。著書に『子どもの遊びと安全・安心が両立するコミュニティづくり』(萌文社、2010年)、『こどもがまちをつくる』(共編著、萌文社、2010年)等。

^{5) 2015}年九月下旬の国連総会で採択された、17の目標と具体的なターゲット169の項目からなる国連持続可能な開発目標 (UN Sustainable Development Goals=SDGs)。外務省サイトはhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol134/index.html、子どもにとってのSDGsは日本ユニセフ協会サイトhttps://www.unicef.or.jp/sdgs/children.htmlを参照。

学校教育における社会参加



宮崎大学大学院教育学研究科教授 吉村 功太郎

義務教育段階からの主権者教育の 積み重ねが大切

選挙権年齢の18歳への引き下げに合わせて、 高等学校では多様な主権者教育の実践が積み重 ねられてきている。それらの教育実践は、公民 科などの教科だけでなく、総合的な学習の時間 や特別活動などにおいて、さらにはこれら教科 などを有機的に組み合わせた形で開発されたカ リキュラムなど、教育行政や教育現場での多様 な工夫によって行われている。それらの実践の 中には、公約などの調査や議論に基づく模擬選 挙といった「擬似的な社会参加」というべきも のから、地域の社会問題の解決に具体的に関わ るような「直接的な社会参加」ともいうべきも のまで、様々な学習活動を見ることができる。

しかし、主権者教育は、高等学校段階だけで その目的が達成できるものではなく、その前段 階である義務教育からのつながりのある実践の 積み重ねを基盤として成り立つものである。こ こでは、特に社会参加という視点を組み込んだ 中学校の実践を取り上げ、どのような特徴があ るのかについて考えてみたい。

日本の若者の主権者意識

主権者教育にとって、社会参加体験はなぜ大 切なのだろうか。ある調査では、日本の若者は 政治に関する高い知識と分析能力を持ち、理想 的な政治・社会のしくみや態度についても理解 しているが、現実社会における政治的な課題や 組織に将来積極的に関わっていこうとする姿勢 が弱いという結果が出ている。これは、政治に 関する知識や技能が高ければ政治や社会に参画 しようとする傾向も高くなるという、欧米諸国 の若者と大きく異なるものである。

政治や社会に主権者として参画することの重 要性が、経験に裏付けられた実感の持てる意識 としてではなく、単に政治に関する正しい情報 として身についているだけだとしたら、政治や 社会に参画しようとする行動に結びつきにくい ことは十分考えられる。自分たちが自らの社会 の有り様を決めていく権利と責任を有している という意識(主権者意識)を育むことは、主権 者としての資質・能力の育成を目指す主権者教 育にとって大きな課題であるといえる。

社会参加体験が主権者意識を育てる

主権者意識を育むためには、以下の2つのこ とを実感できるようにすることがポイントにな ると考える。それは、①現実の政治などの社会 の働きが私たちの社会を規定し、私たちの生活 に極めて大きな影響を及ぼしているというこ と、②政治や社会に対する私たちの働きかけが、 社会を維持するだけでなく、社会を変えていく 可能性がある、ということである。

そのためには、政治や社会の仕組みに関する 知識を学習するだけではなく、社会の問題を政 治がどのようなプロセスで解決へと導いている のか、また、その中で、私たちはどのように関 わっているのかといった現実の政治や社会の動 きについても理解を深めることが求められる。 それも、実際の事例を知的に学習するだけでな く、自分たちの地域社会問題について調べてそ の解決策を考えたり、その解決策を地域社会に 提言のような形で提起したりするような、社会 参加的な活動を伴う学習が望ましいと考える。

その上で、自分たちの意見や提言が実際の社 会において取り上げられ、それによって少しで も社会が変わったという体験が伴うのであれ ば、自分たちが社会をよりよくするために何ら

かの影響力を行使できたという実感を持つこと になっていく。このような社会参加体験が、主 権者意識の育成につながっていくのである。

以下、中学校における社会参加を意識した実 践を紹介する。

町の執行部を前にした子ども議会

宮崎県美郷町では、平成22年度より、中学校の3年生が全員参加する形で「子ども議会」が行われている。この議会では、地域が抱える課題について中学生が考えた解決策を議会の場で提言し、それに対する質疑等が行われる。

子ども議会の特徴は、小学校1年生から中学 校3年生までの9年間、総合的な学習を中心に 行われる美郷科と呼ばれる地域学習を基盤とし ていることである。小学校では主に地域の理解 を深める学習が中心となるが、ここでは実際の 地域の様々な大人との交流の中での学びの活動 が編成されている。中学校では、地域の調査・ 発表や、地域における職場体験学習を通じて、 地域の実情により深く触れるとともに、地域社 会が抱える課題についても理解を深めることに なる。その上で、町役場や森林組合など、地域 の様々な人々とも関わりながら、地域課題の解 決策を考え、提言としてまとめる活動を行って いる。子ども議会は、義務教育9年間の地域学 習の集大成であり、地域が持つ資産や資源とと もに、地域の課題についても理解を深めた上で、 地域について考えて地域に発表する(地域社会 に参加する)場を、子どもたちに提供している のである。

もう一つは、町長以下各課の課長などの執行部が、大人の議会と同様、本物のメンバーであることである。近年の実際の議事進行は、中学生による提言、それに対する執行部からの質疑、町長からのコメントやアドバイスという形で行われる。中学生による提言ではあっても、予算面も含めた実際の町政における実現可能性や波及効果など、執行部からはある意味で大人の議員と同じような答弁などがなされている。そういう点では、町政にそのままの形で採用される

ような施策は中学生からはなかなか出てきていないのが現状であるが、自分たちの考えた提言が現実の町政にどこまで通用するのか、より良い提言にするには何が足りないのかについて、その後もより深く考え、地域社会についての課題意識を持続させるような大きなきっかけになっている。

中学生は、未成年とはいえ地域の一員であり、 将来の有権者である。子ども議会という場を通 じて、地域社会の課題について自分たちが考え た提言を町の執行部に提言し、行政に責任ある 立場から執行部がまじめに答弁をするという形 態は、ある意味では行政と地域住民である中学 生とのタウンミーティングとも捉えることがで きよう。美郷町は、義務教育を通じた地域学習・ 子ども議会を通じて、学校教育に社会参加の場 を設定し、将来の社会の担い手を育成する教育 活動を行っているといってよいであろう。

町の担い手として町全体への提言を 行う中学生

宮崎県五ヶ瀬町では、中学校3年生による地域課題解決策の考案と地域への提言を、GDP (五ヶ瀬デザインプロジェクト~五ヶ瀬の町づくりを提言しよう~)と名付けて実施している。これは、町立中学校の中学3年生が、これまで様々な教科等で培ってきた資質・能力を発揮し、個人もしくは数名のグループ単位で地域調査に基づく地域課題の解決策をまとめ、町民公開の場で提言するものである。五ヶ瀬町のGDPは、次のような二つの特徴があると考えられる。

一つは、小学校1年生から中学校3年生までの9年間、総合的な学習を中心に行われる「豊かな体験活動」と呼ばれる地域学習を基盤としていることである。基本的な考え方は先に挙げた美郷町の美郷科と共通するところも少なくなく、その特徴は、次の3点にまとめることができる。①知ることから課題発見・解決へ(小学校では地域の役割や良さに気付いていき、中学校では地域の良さだけでなく課題にも触れ、地域調査に基づく地域課題の解決策を考える)、

②地域における体験学習から地域の問題を考え る学習へ、③地域社会との関わりの中での学習 へ(地域から学ぶ事から始め、最終的には地域 の課題を考え、地域へ発信(提言)する)。

もう一つは、現実社会を見据えた提言と地域 社会からの評価を受けていることである。提言 発表を地域社会に公開することで、学校内での 評価に留まらず、町民(行政、議会、関係機関、 住民、他校の生徒など)からの質問・意見に接 することで、現実社会に通用する解決策を考え る難しさと大切さを実感できる機会になるとと もに、地域社会の担い手としてのさらなる意欲 の高まりが期待できるものになっている。

先の美郷町が町の執行部との対話であったの に対し、五ヶ瀬町のものは、一部ではあるが町 民との対話になっている。そういう意味では、 多様な地域社会への参加ということもできる。 地域課題の解決策を提言し、共に地域を支えて いる他の地域住民と意見交換を行うという、よ り身近な地域社会への参加を学習の場とするこ とで、地域を支える一員としての意識が高まる ことが期待できる。

社会に影響を与えたことが 実感できる提案

宮崎県日南市は、「こんな日南になったらい いな」をテーマに、小・中学生から市政に対す る提案を募集し、書類による第一次審査を経た 10件の提案を市長以下執行部の前でプレゼン テーションを行い、審査・表彰するということ を実施している。これは、先の二つの事例とは 異なり、学校の学習活動として統一的にプログ ラム化されているわけではない。市の教育委員 会はあくまで提案を募集するのであって、学校 側は総合的な学習の時間等に組み込んだり、夏 休み中の課題学習に位置付けたりするなど、そ れぞれ独自の計画を立てて、提案づくりに取り 組んでいる。先に示した2町が町立学校全体で 動くことが可能な規模であったのに対し、日南 市は学校数やその規模も様々であることから、 市による提案募集という仕組みを、各学校が学

五ヶ瀬町「町民センターで、4つのブースに分かれて中学生の発表 と質疑が行われた」



校や学年の教育計画を工夫するきっかけとして うまく活用しているということが言えそうであ る。したがって、提案までの学習過程は学校に よって様々であるが、提案のチャンスが中学校 3年生以外にも開かれており、数年連続で応募 し、続けて最終審査まで残るような子どもたち も出てきている。

日南市の実践の特徴は、実現可能と判断した ものを実際に市で施策とし、実行している点で ある。もちろん、多額の予算を使うような大規 模な施策ではないが、小・中学生にとっては、 自分たちの提案が採用され、目に見える形で実 行されているのを経験することは、社会的有用 感、あるいは政治的有効性感覚と呼ばれるよう なものの醸成につながっていると考えられる。 これは、社会の担い手としての当事者意識、ひ いては主権者意識を育むためにも重要なポイン トになっているであろう。

以上、3つの事例を紹介したが、回数を重ね て見学や聞き取りを実施したものに限定した結 果、どうしても地元宮崎県の事例に偏ることに なってしまった。なにとぞ、ご容赦願いたい。 ただ、このような社会参加を組み込んだ中学校 の実践は、全国各地で実施されるようになって きている。このような観点から、地域の中学校 に関心を寄せてみてはいかがであろうか。

よしむら こうたろう 1965年生まれ。東北学院 大学教養学部准教授などを経て、2015年より現職。 専門は社会科教育。共著に『高校生のための主権者 教育実践ハンドブック』(明治図書、2017年)等。

船橋市における主権者教育の取り組みについて

船橋市教育委員会

◆ はじめに

主権者教育への取り組みをはじめて3年目が 終わろうとしています。

この取り組みは、平成27年に策定した本市の教育大綱の中の「留意する4つの取り組み」の一つとして「主権者教育の研究と導入」が掲げられたことをきっかけにスタートしました。

この年の6月には公職選挙法等の一部を改正する法律により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられていて、大綱には、主権者教育への取り組みを通じて、「将来、社会の中で協調し自立できる子供を育成するため」との考えが述べられています。

これを受けて本市では、平成27年度から市内の小・中・特別支援学校、市立高等学校、および関係教育機関や団体等が一緒になって、児童生徒の主権者意識を高める教育の実践を図っています。

◆ 本市における主権者教育のとらえ方

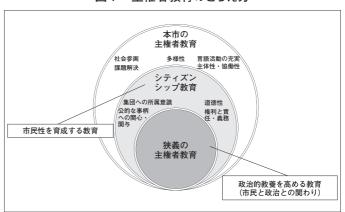
本市では、主権者教育を以下のように定義しています。

主権者としての自覚を培う教育

社会に関心をもち、よりよい社会の在り方 を主体的に考え、判断し、他者と協働しなが ら解決しようとする資質・能力を育むために 行われる教育

図1にあるとおり、最も内側に「市民と政治との関わり」や「政治的教養を高める教育」である「狭義の主権者教育」が位置します。次に欧米で1990年代から注目されるようになった「市民性を育成するための教育」である「シティズンシップ教育」を位置づけています。その上で本市が推進する主権者教育は、「社会に関心をもち、主体的・協働的に解決を図る学習」全

図1 主権者教育のとらえ方



体とし、「狭義の主権者教育」や「シティズンシップ教育」を内包するととらえており、これを義務教育の段階から、学校教育活動全体を通じて 推進しようと考えています。

◆ 主権者教育で育む資質・能力

主権者教育を推進するためには、教科等の 内容について理解を深めるとともに、身につけ た知識・技能を踏まえて、以下の資質・能力を 育むことが必要であると考えています。

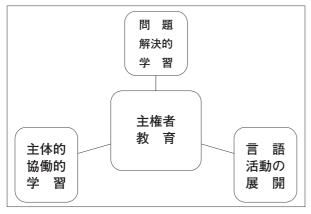
- 課題を解決しようとする意欲や態度
- 2 課題を見出し、協働的に追究し解決(合 意形成・意思決定)を図る力
- 3 課題について多面的・多角的に考察し、 公正に判断する力
- 4 論理的思考力(とりわけ根拠をもって主張し、他者を説得する力)

本市が進めている主権者教育は、特別な教科や特有の学習内容、知識・技能があるとはとらえておらず、各教科等における上記の資質・能力を育む学習は、すべて主権者教育につながるものであると考えています。

◆ 主権者教育推進の視点について

本市における主権者教育では、毎日の授業において、授業者が「ねらい」と「学習内容」を

図 2 主権者教育推進の視点



設定した上で「手立て」について、図2にある 3つの視点を取り入れた実践を行い、主権者と しての自覚を培うことをねらいます。

すなわち、児童生徒が自ら課題をもち、解決 を図ろうとする「問題解決的な学習」を行い、 児童生徒が集団との関わりの中で「主体的・協 働的学習」を進め、自分の考えを書いたり、話 したりする充実した「言語活動の展開」を行う ことで「主権者としての自覚を培う教育」を実 践しています。

◆ 主権者教育における学習過程について 主権者としての自覚を培う教育を推進するた 図3 単元・本時における学習過程図

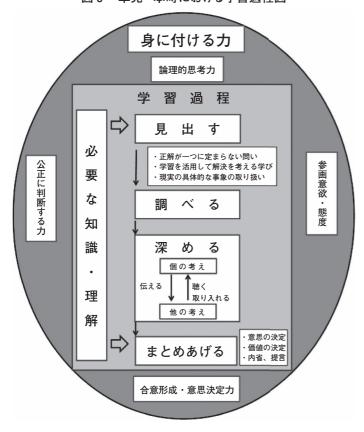
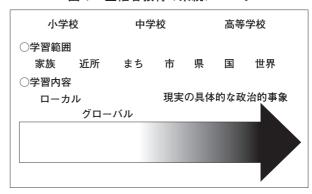


図 4 主権者教育の系統について



めには、授業が児童生徒を中心として展開され る必要があります。そこで図3にあるとおり、 学習に「見出す」「調べる」「深める」「まとめ あげる|等の適切な過程を設けて、問題解決的 な学習を展開することにしています。

また、「狭義の主権者教育」や「シティズンシッ プ教育」に関する学習を展開するときには、「見 出す」の段階で、「正解が一つに定まらない問い」 「学習したことを活用し解決を考える学び」あ るいは「現実の具体的事象を扱うこと」等を通 して、社会への関心・理解を深める学習を展開 しています。

◆ 小・中・高等学校の系統について

児童生徒に自分が社会の一員であり、主権者 であるとの自覚をもたせるためには、早い段階 から、また発達段階に応じて取り組みを進めて いくことが必要です。図4にあるとおり、児童 生徒を取り巻く社会は、発達段階に応じてその 範囲や関わり方が変容していきます。

そこで主として義務教育の段階では、ローカ ルな範囲等(家族や近所、校区、市、県等)を 対象に、身近な社会にある課題や争点について 考え、判断する学習を行っています。

そして発達段階に即して、学習をグローバル な範囲(国、世界等)に広げ、そこにある課題 を取り上げて、持続可能な社会の形成への参画 や現実の社会の中で対立を生んでいる社会的事 象について考えたり、話し合ったりする活動を 進めています。

◆ 取り組みの実際

主権者教育推進会議の開催について 市全体として主権者教育に取り組み、そ の充実を図るため、研究のセンターとして の機能を担う推進会議を設けています。

会議は校長、教育センター、教育委員会、研究 委員会等のメンバーによって構成されています。

2 社会科研究委員会による主権者教育研究

社会科研究委員会は、中学校社会科に関する教材の開発や授業資料の作成にあたっています。この取り組みの一環として、主権者教育研究を行っており、平成29年度は「主権者教育に関する理論研究」や実践事例を作成し、報告書にまとめて各学校に配付しました。

3 主権者教育の手引きの作成

本市における主権者教育のとらえ方や進め方 等を解説しその周知を図るために、手引きであ る「わたしがつくる私たちの社会」を作成し、

わたしがつくる

私たちの社会

船橋市教育委員会

各学校等に配付して います。

<もくじ> はじめに

- 1 船橋市の主権者教育
- 2 主権者教育で育む資質・能力

主権者教育構造図

- 3 主権者教育の進め方
- 4 学習過程について 参考)デンマークに おける主権者教育につ いて

各教科等における主権者教育関連表

- 5 小・中・高等学校の系統について
- 6 学校における「政治的中立性の確保」等に関する 留意事項
- 7 実践例

資料 主権者教育ガイド

4 研究奨励校による研究

本市における主権者教育を実践的に研究する ために、平成28年度より小・中学校1校ずつを 研究奨励校に指定しています。

小学校では、低学年・中学年・高学年・特別 支援学級の4つのブロックに分かれ、ブロック 仮説をもとに「目指す児童像」の実現を目指し て授業実践を中心に研究しています。平成29年 度には公開研究会を開催し、社会科、家庭科、道 徳の授業を公開しました。この中で社会科では 「安心・安全な飲み水を守るために私たちがで きること」について話し合いを行い、講師の水道



局員からお話をもらって学習を深めていました。 中学校では、話し合いが活発になるよう「ライフスキル教育プログラム研修」を実施しています。そこで身に付けた指導スキルを生かして教科等で思考力・判断力・表現力を高める授業 実践を行っています。その他、話し合いの手順や方法の共通実践、地域祭りにおけるボランティア活動、NIEの活用、選挙管理委員会による出前授業、学年委員会委員長総選挙の実施、 実際の選挙投票会場の見学、中学生による選挙事務体験等を実施しています。

5 特別研修会「主権者教育研修会」の開催

国政選挙の投票率が8割を超えるなど、国民の政治参加意識が高いといわれているデンマークのオーデンセ市の主権者教育担当教員を招いて研修会を開催しました。これは、国民の主権者意識の高さの背景には、この国で行われている教育にその要因があると考えたためです。研修会には市内のすべての小・中・高等学校から先生方にお集まりいただきました。研修会では、デンマークの教育思想、授業設計および具体的実践等について紹介していただいたほか、デモ



クラシーを教えていくためには、「デモクラシー に関する内容」について、「デモクラシー的に教育 する」ことが重要であるとのお話がありました。

受講した先生方からは、「デンマークのよう に子供たちの疑問や関心にもっと耳を傾けた い」「デンマークの子供たちが主体的に学んで いる姿が印象的です。意見をもち討論すること の大切さを感じました」などの感想が寄せられ ました。この研修会の内容は「主権者教育研修 会 研修記録」にまとめました。

その他、大学教授による講演、研究校の実践報告、班別協議等、実践に役に立つ研修を実施 しています。

6 こども未来会議室との連携強化

平成26年度から生徒たちと市長が、本市の将来について語り合う場「こども未来会議室」を開催しています。この取り組みは、市内の関係団体との共催で行われています。これは中学校代表生徒に市政に関する具体的な提案を行ってもらい、中学生の視点を生かした市政運営につなげていくことを目的に実施されているものです。生徒たちの様々な提案の中から「ボール遊びができる公園の設置」や「街灯の増設」など、実際に実現されたり試行されたものもあり、生徒の学びの意欲を高めています。

この取り組みは、その事前・事後学習を含めて、子供たちの主権者としての自覚を培う貴重な学習機会となっています。

7 デンマーク オーデンセ市への視察研修の 実施

本市と姉妹都市の関係であるオーデンセ市の 小中学校へ教員を派遣して、現地で実践されて いる教育を体験的に学び取る研修を毎年実施し ています。

小中一貫教育制度がとられているデンマークは、低学年から「デモクラシー」を軸に教育が展開されています。また毎日の教育実践は、児童生徒の実態を把握し、その多様性に応じてそれぞれの目標を設定し、個々の学力の向上を図ろうとする考え方で進められています。

ここでの主権者教育は、日本の社会科で見ら



れる問題解決的な学習によって行われ、「問題 提起-予想-調べ・話し合い活動-賛否の決定 -意見表明・表現活動」の過程で授業が展開さ れています。授業で取り上げられる問題は、生 徒の生活に身近な問題から「民主主義とは」と いった大きなものまで様々ですが、いずれも教 授の形は少なく、生徒同士の活発な討論を中心 に進められており、教師は生徒の考えを深める 役割を担っています。

共通した一斉学習の後、各自が小テーマを設定して調べ活動や話し合い活動を通じて学習を深め、ニュース番組の形式をとるなどしてプレゼンテーションまで取り組む「プロジェクト型学習」やテーブルを囲んで車座になって議論を深める学習など、様々な形の学習が展開されています。

この派遣研修で学んだことは日々の授業実践 に生かすほか、その様子を研修会等で報告し、 先生方の授業改善につなげています。

◆ おわりに

義務教育の段階から取り組んでいる本市における主権者教育は、これまで授業実践だけでなく、様々な取り組みを行う中で周知が進んできています。

平成32年度から全面実施される学習指導要領では主権者教育が背景に位置づけられており、本市が取り組む主権者教育は改訂の方針を具体化した実践であると認識しています。

今後はさらに研究や取り組みを充実させ、主 権者としての自覚をもつ児童生徒の育成を進め てまいります。

主権者教育の現場から



*20 学校生活の中で民主主義を学ぶ



大畑 方人 東京都立高島高等学校主任教諭

新年度の学校生活

新年度が始まって約2カ月が経過した。この 期間、学校生活では生徒自身による意思決定の 場面が多くある。例えば、ホームルームで委員・ 係を選出したり、生徒総会で予算案を議決した りするなど、生徒がそれぞれの意見や利害関係 を調整し、今後1年間の役割やルールを決定す る。これらの意思決定を通して、生徒たちは民 主的な物事の決め方を学んでいく。

しかし、生徒だけの力で民主的な決定が十分 になされているかというと、必ずしもそうとは いえない。例えば、文化祭でのクラスの出し物 を決める場面を考えてみる。よくあるのは、学 級委員が前に立ってクラスメイトに提案を求 め、発言力のある生徒から出された案の中から 多数決で決めるという流れである。こうした方 法は、多数決によって民主的な決定がなされて いるようにも思えるが、少数意見の尊重や合意 形成といった手続きがおろそかになっているこ とも多い。

もっと生徒一人ひとりが主体的にクラス運営 や学校づくりに参加し、議論を通して合意形成 をしていく方法を身に付けるには、どのような 働きかけが必要なのだろうか。以下では、筆者 が「現代社会」や「政治・経済」の授業で扱っ ている教材を紹介する。

参加のはしご

アメリカの心理学者ロジャー・ハートは、子 ども・若者の社会参加について、8段階のはし ごを考案してモデル化している。各段階の説明 は次のとおりで、段階が上になるほど望ましい 状態を表している。

【1段目:操り参加(欺き参加)】大人の利益や 面子のために子どもを利用している。あるいは 大人の意図を隠して子どもを欺いている。

【2段目:お飾り参加】子どもが「お飾り」と して利用されている。

【3段目:形式的参加】子どもは形だけ参加さ せられていて、実質的には参加していない。

【4段目:役割参加】大人が子どもに一定の役 割を与えている。子どもには活動の情報が与え られ、子どもはその意味を分かっている。

【5段目:意見参加】子どもは活動について、 大人に対し自由に意見を言うことができる。し かし、最終決定は大人が行う。

【6段目:共同決定の参加】子どもと大人が活 動について一緒に考え、双方が納得して意思決 定する。

【7段目:子ども主導の参加】子どもが主体的 に計画して、最後まで自分たちでやりきる。

【8段目:大人を巻き込む参加】子どもが計画・ 実行するが、その過程で大人を巻き込む。主導 権はあくまで子どもにある。

授業では、このモデルを説明した後、次のA ~Hの参加のあり方が「参加のはしご」の何段 目に当たるかを考えさせる。

- A: 先生が共同募金の趣旨を説明し、子どもた ちは5つの班に分かれた。先生が指示した場 所に各班は分かれて行き、街頭募金を行った。
- B: 先生が共同募金の趣旨を説明し、子どもた ちは募金の仕方について話し合った。先生は 子どもたちの意見を参考にしながら募金のや り方を決めて、子どもたちに指示した。
- C: 先生が共同募金の趣旨を説明し、子どもた ちからは募金の方法について、いろいろなア

イデアが出された。先生と子どもたちで一緒 に、最も効果的な募金方法を決めた。

- D:共同募金を行うにあたって、学校で実行委 員会を作った。実行委員会のメンバーは担当の 教師3名と生徒会の代表3名であった。教師側 が昨年と同じやり方を一方的に提案し、生徒会 代表がそれに従った。会議は5分で終わった。
- E:共同募金を行うにあたって、学校で実行委 員会を作った。実行委員会のメンバーは担当 の教師3名と生徒会の代表3名であった。し かし、実行委員会は実際には開かれず、従来ど おりのやり方で募金活動が行われた。募金の報 告書には実行委員の生徒の名前が記載された。
- F: 今年は学校行事が多すぎて、共同募金を行 う時間がとれなかった。そこで担当の教師は PTA予算の中から共同募金協会にお金を出 すことにした。募金の報告書には、「生徒会 が参加して募金を行った」と、昨年同様のこ とが記載されていた。
- G:学園祭の活動を話し合うホームルームで、 最近起きた地震の被災者に対する募金活動を 行うことを企画した。生徒たちは募金のやり 方やどこに送金するかを話し合って考え、募 金活動を行った。
- H:あるクラスのホームルームで、最近起きた 地震の被災者に対する募金活動を行うことが 提案された。生徒たちは全校レベルで募金を 行おうと教師に相談した。担当の教師らはそ れに賛同し、全校集会でこのクラスの生徒た ちが募金を呼びかける時間を設けた。

(正解)

A: 4段目、B: 5段目、C: 6段目、D: 3段目 E: 2段目、F: 1段目、G: 7段目、H: 8段目 (出典:開発教育協会『18歳選挙権と市民教育 ハンドブック』より)

次に、生徒たちに小・中・高の学校生活を振 り返らせ、各段階の事例をワークシートに記入 させる。その上で、グループ・ディスカッショ ンやプレゼンテーションを行わせ、望ましい参 加のあり方を考えさせる。

学校のブラック化をくい止める

その後の授業では、近年メディアでも取り上 げられている「ブラック部活動」や「ブラック 校則」を教材にしている。生徒に対する体罰・ 暴言や「地毛証明」「日焼け止め禁止」などの 校則は人権侵害に他ならず、学校が本来果たす べき民主主義教育の放棄と言っても過言ではな い。かつてフランスの哲学者ミシェル・フー コーは、学校は子どもたちを権力に従順にする ための装置であると述べたが、現代日本の学校 教育においても、部活動や校則がそのような装 置として機能している例が見られる。

このような環境で生活している生徒たちは、 はじめは反抗心を持つことがあるかもしれない が、やがて学校や教師から与えられたルールに 従っておいた方が楽だという意識を持つように なってしまうだろう。そうだとすれば、民主主義の 精神を持って主体的に社会参加しようとする市 民が育つはずもない。いま学校教育に求められて いるのは、生徒たちに意見表明の機会を十分に保 障し、生徒自身の手で部活動や校則を作り上げ ていく経験をさせることなのではないだろうか。

こうした考えに基づき、具体的な授業実践と しては、生徒たちが現に生活している学校の課 題を挙げさせ、その解決策を提案させている。 生徒からは、部活動の運営や校則の決定につい て、もっと生徒の声を反映させてほしいといっ た意見が多く出される。また、教師による一方 向の講義を改めて生徒の参加型授業にすべきと の意見や、体育祭や文化祭などの運営を生徒に 任せてほしいなどの要望も多い。

もちろん、学校運営のすべてを生徒の手に委 ねるわけにはいかないし、教員の指導が必要な 場面もある。しかし、教員はもっと生徒を信頼 し、彼ら自身の手で学校を作り上げていく経験 をさせるべきであろう。そのような経験をする ことで、生徒たちは主体的に社会参加する市民 へと成長するのである。

(次号につづく)

選挙啓発と社会教育



選挙啓発の歴史的展開と社会教育



名古屋工業大学准教授 上原 直人

社会教育活動としての選挙啓発

選挙啓発においては、選挙期間中に、有権者に対して、選挙に関する必要事項の周知および投票の呼びかけを目的として行われる臨時啓発だけでなく、日頃から有権者の政治意識の向上および明るい選挙の実現を目的として行われる常時啓発も重視されてきた。1954(昭和29)年に常時啓発が法制化され、各地で特色のある活動が行われてきたが、近年は、特に若者の投票率向上のための活動が重視されており、18歳選挙権の成立に伴って、高等学校を中心に実施されている主権者教育とも結びつきながら展開されている。

選挙啓発には、公正な選挙を目指す選挙浄化 運動の側面と、有権者の政治意識の向上と投票 参加を促す政治教育運動の側面があるが、後者 は、社会教育活動の一環ともいえる。社会教育 とは、「学校の教育課程として行われる教育活 動を除き、主として青少年および成人に対して 行われる組織的な教育活動」(社会教育法第2 条)を指すが、実際に、選挙啓発において、青 少年や成人を対象に、選挙制度、政治、社会を テーマとした講座型事業も行われてきた。

社会教育法(1949年制定)において、社会教育活動の拠点として、地域の公民館が位置づけられているように、戦後日本の社会教育においては、特に地域社会における住民の学習活動が重視されてきたという特徴がある。したがって、選挙啓発を有権者の政治意識の向上に効果的につなげていくためには、地域社会における生活現実にねざした学習活動とも結びついてきた社会教育の視点が重要となる。

その手がかりを得るために、そもそも選挙啓

発が、社会教育の振興や組織化とも深く結びつきながら歴史的に展開してきたことに着目し、 その歴史をふり返るとともに、その中で重要な 役割を果たした人物にも焦点をあてる。

選挙啓発と社会教育の歴史的接点

選挙啓発の歴史をふり返った時に、戦前においては、投票の買収や官憲による干渉といった不正を一掃し、公正な選挙を実現すべく1930年代に展開された選挙粛正運動が、その代表的なものとしてあげられる。一方、戦後においては、現在の明るい選挙推進運動へと続く流れをつくったともいえる1950年代に開始された公明選挙運動、および公職選挙法の改正による常時啓発の法制化が、特に重要な位置をしめる。

この二つの運動が展開される契機となったのが選挙権の拡大である。1925 (大正14) 年の衆議院議員選挙法の改正に伴って成立した普通選挙によって、それまでの納税要件が撤廃され、25歳以上の男子のみという制限はあったが、有権者数は大幅に拡大した。普通選挙を契機に、後藤新平の「政治の倫理化運動」、武藤山治の「政治教育運動」、田澤義鋪らによる「選挙粛正同盟会」の結成など、立憲政治の正当な運用を目指して、選挙の実質化、政治教育の普及を目的とする運動がおこった。これらの運動が、普通選挙制下で一層激化する投票買収、選挙干渉等の問題に対して、本格的な対応を開始した政府の取り組みとも結びつきながら、選挙粛正運動の展開へと至ったのである。

一方で、1945(昭和20)年12月の改正衆議院 議員選挙法によって、20歳以上のすべての男女 が有権者となり、完全普通選挙が行われるよう になったが、婦人参政権、選挙権年齢の引下げ によって、有権者数はさらに増大した。その直後の1946(昭和21)年4月の総選挙に向けて、 文部省社会教育局によって、婦人や青年向けの 選挙啓発(公民啓発)が展開されたが、戦後に 選挙啓発が本格的に行われるようになったのは 1950年代に入ってからである。完全普通選挙下 においても、選挙違反が横行する状況を危惧す る声が、国民の間でも大きくなり、戦前の選挙 粛正運動にも関わった前田多門らが中心となっ て、公明選挙運動が開始されたのである。

ここで注目したいのは、選挙啓発の歴史において重要なこの二つの時期は、日本の社会教育の歴史においても重要な時期であるという点である。明治初期に開始された学校制度が普及定着していく中で、1920年代から30年代にかけて、学校外教育の組織化が本格的に進行し、文部省内に社会教育行政が整備され、青少年(団体)、婦人(団体)、成人向けに様々な教育事業が展開されるようになった。

戦後改革期には、文部省において、戦時中に 廃止されていた社会教育局が復活し、その中核 として公民館の構想が提起された。そして、戦 後の憲法、旧教育基本法の精神に即して制定さ れた社会教育法において、「国民が自ら実際生 活に即する学びを行うことを公的に支援する」 という戦後社会教育の基本理念が打ち出され、 公民館をはじめとした社会教育施設が全国に設 置されていった。

このように、選挙啓発と社会教育の歴史においては、重要な時期に重なりを見出せるが、実際に、二つの時期における社会教育の振興や組織化は、以下にみるように、選挙啓発の展開とも密接に関わっていた。

1920年代から30年代

普通選挙制の成立前後から、政府は、広範な 国民諸層の政治参加への要求に応じつつも階級 的対立の激化を回避して、国民的団結・国民共 同の意識を形成するために公民教育を展開して いく。公民教育は、明治時代末期の地方改良運 動において、町村民が一体性をなして、生産事 業や地方自治振興に積極的に参加していくための「公共心の育成」を主眼とする自治民育として登場してくるが、普通選挙の時期に、選挙啓発とも結びつきながら本格的に展開していったと捉えられる。

この時期に、公民教育に関する本格的な教科として「公民科」が、1924(大正13)年に実業補習学校で成立し、その後、中学校、高等女学校等へと普及していったが、ここで注目したいのは、当時、勤労に従事する青少年を対象にしていた実業補習学校が、正規の学校ではなく地域の補習機関であった点である。このことは、公民教育の振興が、地域社会における教育、つまり社会教育の振興とも結びついていたことを意味している。実際に、正規の学校でない実業補習学校や、その後再編統合されて成立した青年学校は、学校教育行政ではなく社会教育行政の所管となっていた。

そして、この時期に、文部省普通学務局内に 社会教育課が設置され、1929(昭和4)年には 独立した社会教育局の設置へと至るように、社 会教育の組織化が急速に進行していった。社会 教育行政の管轄となったのは、青少年団体、成 人教育、図書館・博物館等の施設、社会教化団 体、実業補習学校などである。地方改良運動期 の内務官僚において、すでに公民教育を基底に すえた社会教育観は見出せるが、1920年代から 30年代の創設期社会教育行政に関わった文部官 僚において、公民教育を基底にすえながら社会 教育を組織化しようとする志向が強く見られた ように、公民教育の本格的振興と社会教育の組 織化は強く結びついていたのである。

社会教育行政によって、様々な教育事業が展開されるが、その中でも公民教育は重視され、1932 (昭和7)年には、町村自治の発達、政治の厳粛公正のために、選挙区制度に密着させた公民教育講座が開設された。具体的には、全国衆議院議員選挙区を単位として、旧制高等学校、高等専門学校などに委嘱して、学校教員、地方官、裁判官等が講師を務め、時事問題、倫理道徳、社会、法律政治、経済財政、国防等が教授

された。

同時期に、内務省が中心となって展開された 選挙粛正運動においても、講演会や懇談会が開催されたが、その内容は、選挙粛正の意義を説くものが中心であったものの、地方自治、政治と教育、農村問題、外交問題などの講義も一定程度行われており、その点では、文部省による公民教育講座と特徴を共有していたともいえる。

1930年代後半以降、公民教育講座、選挙粛正 運動ともにその性質を変容させていった。具体 的には、公民教育講座においては、日本精神、 国体明徴、農道精神といった戦時色を帯びたも のが中心となり、選挙粛正運動においても、立 憲主義の意義よりも、選挙を天皇の統治に対す る臣民異賛の道として位置づけるような志向が 前面に打ち出されてきた。

そして、1940 (昭和15) 年の大政翼賛会の発足は、選挙粛正運動を翼賛選挙運動へと変容させ、社会教育に関しても、戦時体制における行政簡素化の機構改革によって、社会教育局は廃止され、社会教育活動はすべて大政翼賛活動の中に解消されていった。

戦後改革期から1950年代

戦後の教育改革は、戦後直後に文部大臣を務めた前田多門の下で、公民教育を核にすえて開始された。学校教育においては、その時点では成立しなかったが、戦後の新「公民科」を設置しようとする公民科構想が展開された。一方で、社会教育においても、復活した社会教育局のもとで、戦後初の総選挙(1946年4月)に向けて一連の公民啓発施策が、また戦後社会教育の中核として公民館構想が打ち出された。

一連の公民啓発施策に基づいて、学校教職員 も協力した公民教育講習会の開催、町内会にお ける公民の集いの開催、戦前の選挙粛正運動で も利用されていた紙芝居や各種印刷物の発行な どによる公民啓発が行われた。その特徴は、立憲 政治や選挙の意義を戦後民主主義に結びつけて いく志向は弱く、新たに有権者となった青年や 婦人をいかに選挙に参加させて戦後初の総選挙 を円滑に行うかが重視されていたと捉えられる。

一方で、公民館構想は、戦後の憲法および旧教育基本法の精神にそくして、地域社会から民主主義を構築していく主体としての「公民」を育む拠点として期待されるとともに、「新憲法の精神を日常生活に具現するための恒久的施設」としても期待され、各地に建設されていった。

1950年代に本格化する戦後の選挙啓発との関係では、常時啓発を進めていく上で、選挙管理委員会と教育委員会(特に社会教育行政)、社会教育関係諸団体(青年組織、婦人組織、町内会等)とが連携して、当時、公民館でも、選挙、政治や社会の問題をテーマにした話し合い活動が展開されていった。

おわりに

選挙啓発と社会教育が歴史的に結びついてきたことを確認してきたが、二つの時期に、選挙啓発、社会教育の両面にわたって大きな影響を及ぼした人物として注目されるのが、戦前においては田澤義鋪(たざわよしはる)、戦後においては前田多門(まえだたもん)である。次回は、青年団指導者として知られる一方で、政治教育運動を展開し、選挙粛正運動にも関わった田澤義鋪に焦点をあてる。

<参考文献>

- ·『選挙粛正中央連盟事業概要』(昭和10年度、昭和11 年度)
- ・寺中作雄『公民館の建設―新しい町村の文化施設―』 公民館協会、1946年
- ・杣正夫『日本選挙啓発史』財団法人明るく正しい選 挙推進全国協議会、1972年
- ·国立教育研究所編『日本近代教育百年史』(第七巻、 第八巻)文唱堂、1974年
- ・小川利夫編『現代社会教育の理論』(講座現代社会 教育 I) 亜紀書房、1977年
- ・上原直人『近代日本公民教育思想と社会教育―戦後 公民館構想の思想構造―』大学教育出版、2017年

うえはら なおと 1975年生まれ。2005年から現職。 博士(教育学)。専門は、近代日本社会教育史。著書 に『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』(共著、 東洋館出版、2010年)、『近代日本公民教育思想と社 会教育』(大学教育出版、2017年) など。

海外。選挙事情

イタリア総選挙

EU 懐疑派政権が誕生

3月4日に行われたイタリア総選挙(上下院選挙)は、与党・民主党(PD)率いる中道左派連合、野党・中道右派連合(フォルツァ・イタリア(FI)、同盟、イタリアの同胞(FdI)など)、左右どちらにも属しないポピュリズム政党「五つ星運動」*の三勢力いずれもが過半数を獲得できない結果となった。連立協議が進められたが難航していた。

5月に入り、マタレッラ大統領の斡旋により五つ星運動と同盟が連立政権で合意し、新首相にはジョゼッペ・コンテ氏(フィレンツェ大学)が大統領から指名されたが、閣僚人事をめぐって大統

上院	下院
109	222
61	104
58	125
52	111
18	32
12	36
11	-
321	630
	109 61 58 52 18 12 11

上院72.99%、下院72.93%。

投票率は戦後最低の

こととなった。

領と対立し、組閣を断 念した。しかし、5月

末に閣僚人事で両者は合意し、6月に入りコ

ンテ内閣が発足、EU 懐疑派政権が誕生する

*終身議員6人を含む。

イタリアでは、2016年12月に行われた国民投票において、上院権限の大幅縮小などを目指すレンツィ政権による憲法改正法案が反対多数で否決されたことを受け、レンツィ首相は辞任。一連の政治協議を経て、同じ民主党のジェンティローニ政権が発足していた。今回の総選挙は、両院の任期満了に伴うもの。

今回の選挙では、反体制を掲げる五つ星運動と、 イスラム圏からの移民の排除や欧州懐疑主義を掲 げる同盟が議席を増やしている。背景には、難民・ 移民の増加や経済の低成長など、課題に応えられ ない既存政党への不信があると見られている。

イタリアのGDPは世界第8位で、ユーロ圏ではドイツ、フランスに次いで3番目に経済規模が大きい。2016年の成長率は、ユーロ圏が1.7%であるが、イタリアは0.9%にとどまっている。また、銀行の不良債権への公的資金の注入や膨大な国家財政の赤字があり、経済や財政の面で脆弱さが目立っている。このため欧州経済の不安材料として、イタリアが最も注目されている程である。失業率を見ると11.7%とユーロ圏平均の9.8%を上回って

いる(2016年)。また、難民・移民は 2014~16年の3年 間で50万人を超え たとされている。

議会制度

両院の権能は完



全対等で、両院とも大統領によって解散される。 <上院> 定数は315議席で任期は5年。301議席は18選挙区で拘束名簿式比例代表制により選出される。2州8議席は小選挙区制で、国外在住者選挙区(6議席)は非拘束名簿式比例代表制により選出される。上記のほかに、憲法第59条の規定により、大統領の任命による終身議員が認められている。大統領経験者(上限なし)と社会、科学、芸術等の領域で最高の功績を上げた者から大統領が指名した者(上限5人)で、政党には所属できない。現在の終身議員は6人。

<下院> 定数は630議席で任期は5年。617議席は26選挙区で拘束名簿式比例代表制により選出される。議席を得るためには、単独政党で全国平均得票率4%以上、政党連合は得票率10%以上かつ構成政党の少なくとも1つの政党得票が2%以上であることが必要である。残りの13議席中、1州(1議席)は単純小選挙区制で、国外在住者選挙区(12議席)は非拘束名簿式比例代表制で選出される。

大統領、首相

大統領はイタリアの国家元首である。おおむね 象徴的な存在だが、議会解散権、首相任命権、軍 隊指揮権などを持っているのが特徴的である。例 えば議会の解散権は、各方面との調整の上で機を 見て大統領が決断する専権事項となっている。大 統領は、イタリア議会の上下両院合同会議におい て、全議員と各州代表による間接投票で選出され、 任期は7年。現在の大統領は、2015年に選出され たセルジョ・マッタレッラ氏である。

首相は大統領が任命し、各省の大臣は、首相の 指名に基づき、大統領が任命する。議院内閣制を とっており、内閣成立後10日以内に両議院の信任 を得なければならない。首相には議会の解散権は ない(大統領のみが有する)。

◆明るい選挙推進サポート企業制度へのご協力のお願い◆

明るい選挙推進運動の更なる推進のため、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を始めました。多くの社員 (有権者)や施設を有する各企業に広くご参加いただき、例えば選挙時には社員の方々への投票参加の呼びかけや社 内への啓発ポスターの掲示、選挙でない時には、新入社員研修等での主権者教育の実施など、明るい選挙の推進の ためにご協力をいただければと考えております。

ご登録いただきました企業の一覧は、総務省や全国の選管等と共有し、また本誌においても紹介させて頂く予定です。詳しくは協会ウェブサイトをご覧ください。

■明るい選挙推進優良活動表彰 募集開始

協会では、明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の 模範となる活動を優良活動として表彰しています。明る い選挙推進協議会のほか、自治会、婦人会、NPO法人、 その他の団体で、明るい選挙の推進に取り組んでいる団 体から応募形式で募集します。平成18年度からこれまで に91団体を表彰してきました。応募締切は10月31日で す。詳しくは協会ウェブサイトをご覧ください。

■大学生等向けパンフレット送付しました

協会では、パンフレット『わたしたちの選挙2018 未来を、選ぼう。』を作成し、5 月末に全国の国公私立の大学、 短期大学、高等専門学校、専修 学校に配布しました。

投票日と旅行の日が重なって しまった若者たちが、選挙の意 義や投票方法、候補者情報の集 め方等について学んでいく構成 です。



■講演会の講師、承ります

協会職員が、「選挙啓発」「明るい選挙推進協議会の活性化」「話し合い活動」「主権者教育」「意識調査結果」などをテーマに研修会やワークショップの講師を務めます。明推協委員や選管職員の研修会のほか、教員対象の研修会などでもお話しさせていただいています。詳しくは協会までお問い合せください。

■選挙啓発事務担当者研修会を開催しました

協会では5月24日に、都道府県・指定都市選挙管理委員会の選挙啓発事務担当者80人にお集まりいただき、研修会を開催しました。総務省・協会の事業説明や明るい選挙推進運動の基礎情報提供の後、元岩手県選管職員で主権者教育アドバイザーの布佐明彦氏から選挙出前授業への明推協委員の参画について、また京都府、京都市選管から今年4月の京都府知事選挙でそれぞれが行った学生の参画による選挙啓発事業の事例を紹介いただきました。参加者が少人数のグループに分かれて若者への選挙啓発についての意見交換も行いました。

※訂正 43号20頁「福大Voteプロジェクト」見出し中、「福井県」 は「福島県」の誤りでした。お詫びします。

表紙ポスターの紹介

平成29年度明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞作品

福田 沙優里さん 香川県丸亀市立東中学校3年生 (受賞時)

■ 東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課 視学官

私たち一人一人が責任を持って投票する一票 の大切さを、紙の上に描かれた街並みが豊かで 幸せな生活をおくる「未来を創る」街並みへと 変わっていく様子で表現されていて、見る人の 心をつかみます。

編集後記

特集のテーマは子どもの参画です。学校教育において多様な主権者教育が実践されていますが、「子どもの参画」が重要な視点だと考えます。本誌28号(2015年10月)特集で高校生の社会参画を取り上げました。本号では中学などでの実践例とともに、子どもの権利条約、参加のはしご、ミニ・ミュンヘンなどについて紹介していただきました。

今号から「選挙啓発と社会教育」を掲載します。各地にある明るい選挙推進協議会には、公民館関係者の方が少なからず参加しています。啓発活動には学習活動が不可欠なことから、かつては社会教育との強い連携が見られましたが、現在では希薄になっています。3回シリーズで、公民館活動の意義と協働の歴史を振り返ります。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780 〈ホームページ〉http://www.akaruisenkyo.or.jp/ 〈フェイスブック〉https://www.facebook.com/akaruisenkyo 〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp 〈ツイッター〉https://twitter.com/Akaruisenkyo

編集協力 ●株式会社 公職研

情報フラッシュ

東京都国分寺市選管・明推協は、5月18日から20日ま で市内の本多公民館で行われた新緑まつりにおいて、平 成29年度の選挙啓発ポスターコンクール入賞作品の展示 を行いました。例年、実施しており今回は28点の入賞作 品が出展されました。このほか東京学芸大学(社会教 育)、公民館との共催により、年2回、講座や話し合い を公民館で開催しています。





神奈川県茅ヶ崎市明推協は4月22日に、市内の中央公 園で開催された「市民ふれあいまつり」に参加し、引っ 越し時の住民票の異動を周知するチラシを来場者に配布



しました。着 ぐるみ人形の めいすいくん も登場し、子 どもをはじ め、多くの来 場者の注目を 集めました。

静岡県熱海市明推協は4月25日に、30年度総会を市役 所で開催しました。市明推協会長から「若年層ばかりで なく年配者にも棄権者が増えている。選挙は政治に対し 自分の考えを示す大切な機会である」など選挙の大切さ を再認識させる挨拶がありました。選挙啓発ポスターの 募集、中学校での出前授業などの30年度事業計画が承認 されたほか、9月9日投開票で行われる市長選と市議補 選における啓発活動についても話し合いました。



東京都練馬区明推協は5月11日に、明るい選挙推進委 員大会を開催し、新任・再任の推進委員138人へ委嘱状 が渡されました。推進委員は「主権者教育に関する基礎 情報」を聴いた後、ブロックごとに分かれ、本年度、ど のような活動を行うかなどを話し合いました。





委嘱状の授与

11 グループに分かれての話し合い

愛知県豊田市明推協は5月18日に、30年度の総会・研 修会を市役所で開催しました。総会では29年度事業報告と 30年度事業計画が話し合われました。研修会は市選管が行 う出前講座に協力している中京大学総合政策学部の市島准 教授が講師を務め、自身のゼミ生が市内の小中高校で29年度 に実施した"選挙出前トーク"の報告と、高校生を対象に行っ

ている模擬投 票が実演され ました。参加者 はワークシー トを使って、 各候補者の政 策のメリット やデメリット を考え、一票 を投じました。



北海道帯広市明推協は5月22日に、30年度定期総会を 市役所で開催しました。29年度の事業と決算が承認され たほか、30年度の事業計画として釧路市明推協との交流

会、明推協設立 65周年を祝う記 念式典の実施等 が採択されまし た。30年度から の新会員15人へ の任命式も行わ れました。



宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や 公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

